



특허법인 아주양현(AJU Kim Chang Lee)은 한국을 대표하는 지식재산권 전문로펌의 名家임을 자부합니다.



2010年度 法律改正の動向

서울시 강남구 역삼동 648번지
허바허바빌딩 6층
TEL : 02-3016-5000
FAX : 02-3016-5050



目次

1. 特許法の改正

2. 商標法の改正

3. デザイン保護法改正案



1. 特許法の改正(2010.1.27.公布、7.28.施行)

特許権の効力が及ばない研究又は試験の範囲に「薬事法」による医薬品の品目許可や品目申告、及び「農薬管理法」による農薬の登録のための研究又は試験等が含まれることを明確にする一方、政府による特許権の収用と特許発明の政府実施に関する事項を別途の条文に分離して規定し、世界貿易機関(WTO)の貿易関連知的財産権協定(TRIPs)に比べて厳格に制限し規定している現行の特許発明の政府実施関連規定(非常時という要件と公共の利益という要件の両方が満たされる場合に制限して運営)を、同協定に合わせて整備する。



2. 商標法の改正(2010.1.27.公布、7.28.施行)

商標権者等の負担を軽減するために、商標登録料を2回に分割して納付できるようにし、商標登録料のみ納付すれば別途の出願手続無しに商標権が更新されるように、従前の商標権存続期間更新登録出願制度を存続期間更新登録申請制度に大幅に簡素化。更に「工業所有権の保護に関するパリ条約」第6条の3を充実に履行できるようにするために関連条文を整備する等、現行制度の運営上発生した一部の問題を改善・補完する。



3. 디자인保護法改正案 (7.7.付にて国会に改正法律案を提出)

- *デザイン保護法の主用内容*

1. 디자인分野의 環境變化と國際的規範への対応

- 1) 디자인의 対象領域의 拡大
- 2) 登録디자인의 保護範圍의 拡大

2. 디자인創作者의 權利保護의 強化

- 1) 디자인創작성의 要件의 強化
- 2) 関連디자인制度의 導入
- 3) 디자인公知証明制度의 導入
- 4) 디자인存続期間의 延長

3. 디자인登録出願人の便宜増進のための制度の改善

- 1) 디자인登録出願補完制度의 導入
- 2) 複數디자인出願制度의 改善
- 3) 職權補正制度의 導入等



1. 디자인分野の環境変化と国際的規範への対応

1) 디자인의 대상領域의 확대

「産業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定」への加入により、韓国の現行デザインの物品分類にないロゴ、グラフィックシンボル等、ロカルノ分類の体系に基づく事項を追加し、デザインの対象領域を拡大する。

2) 登録デザインの保護範圍の拡大

登録デザインの保護範圍を、一般需要者に全体的に同一又は類似する印象を与える全てのデザインを含むものとする一方、物品とその物品類の区分自体はデザインの保護範圍に影響を及ぼさないようにすることで、デザインの保護範圍を拡大する。



2. 디자인創作者の權利保護の強化

1) 디자인創작성の要件の強化

国内で広く知られているデザインだけでなく、外国で広く知られている形状・模様・色彩又はこれらの結合により容易に創作できるデザインも創作性がないものと見做し、デザイン登録を受けることができないようにする。

2) 関連デザイン制度の導入

従前の類似デザイン制度を廃止し、類似するデザインの独自のデザイン権を基本デザインにのみ認定する関連デザイン制度を導入することで、関連デザインに独自の権利範囲と権利存続期間を付与することにより、創作者の権利保護を強化する。



3) 디자인 공知證明制度의 導入

디자인을開發する過程で創作されたデザインのうち出願されていないものを効果的に保護するために、出願されていないデザインに対し、公信力を有するデザイン専門機関の公知証明を可能にすることで、正当な創作者の権利を保護する。

4) 디자인存続期間의 延長

디자인權の存続期間が拡大されている先進国の傾向を反映し、2012年に加入予定のヘーグ協定との調和を求めるために、設定登録日より15年までである現行のデザイン權存続期間を、出願日より20年になる日までと延長する。



3. 디자인登録出願人の 便宜増進のための制度の改善

1) 디자인登録出願補完制度の導入

디자인登録出願時の出願人の認定と関連して重大な瑕疵がある場合、当該出願を返却せず、出願人に補完の機会を付与することで、出願人の便宜を増進する。



2) 複數디자인出願制度の改善

디자인無審査登録出願の場合にのみ20個以内の複數デザイン登録出願が許容される現行の複數デザイン出願制度を改善し、審査登録・無審査登録の区分無しに、同類に属する物品は100個まで複數出願することを可能にし、複數出願されたデザインのうち一部のデザインにのみ拒絶事由がある場合は、審査官が一部拒絶(又は一部登録)することを可能にする。

3) 職權補正制度の導入等

디자인登録出願書における明白な誤記に対しては、出願人に補正要求書を発送せずに審査官が職權にて訂正できるようにする等の制度改善を通じて出願人の便宜を向上する。